

草津市空き家サポート事業連携協定書(案)

草津市（以下、「甲」という。）と公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会（以下、「乙」という。）、公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部（以下、「丙」という。）は、草津市空き家サポート事業を実施するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙および丙は、この協定書に基づき、信義誠実の原則に立ち、空き家の所有者等の利益を保護するとともに、空き家の発生抑制、適切な管理や活用を促進することで、生活環境の保全、地域コミュニティの活性化を図り、地域に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家 個人が居住を目的として所有し、かつ現に居住せず、または近く居住しなくなる予定の市内に存在する建物およびそれに付属する物件（共同住宅または長屋を除く。）をいう。
- （2） 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- （3） 草津市空き家サポート事業 「草津市空き家情報バンク」の運営、「草津市空き家相談員派遣事業」の実施およびその他空き家対策の推進に関する事業をいう。
- （4） 草津市空き家情報バンク 甲、乙および丙が連携し、良好な住環境の確保および定住促進による地域活性化を図るため、空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内への定住または定期的な滞在を目的として空き家の利用を希望する者に対して情報を提供する仕組みをいう。
- （5） 草津市空き家相談員派遣事業 甲、乙および丙が連携し、空き家の適正管理および利活用に繋げるとともに、空き家の発生抑制を図るため、空き家の所有者等に対して、空き家相談員を派遣する仕組みをいう。

（業務執行体制の整備）

第3条 甲、乙および丙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- （1） 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- （2） 取引の信頼性と安全性の確保

（連絡会議の開催）

第4条 甲、乙および丙は、第2条3号から5号に掲げる事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて連絡会議を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会議の運営その他必要な事項に関しては、甲、乙および丙が協議の上、定めるものとする。

3 甲、乙および丙は、草津市空き家サポート事業の実施に当たり、連絡会議のほか、必要に応じて、文書または口頭により連絡調整を行い、相互連携して業務に取り組むものとする。

（苦情または紛争の処理）

第5条 この協定に基づく業務に関して苦情または紛争が発生した場合には、甲、乙および丙が協議の上処理するものとする。ただし、空き家の媒介に係る事項については、乙または丙の責任において処理するものとする。

（協定の解除）

第6条 甲は、乙または丙がこの協定に違反した場合は、催告しないで当該団体との協定を解除することができるものとする。

（法令の遵守）

第7条 本事業の実施に当たり、甲、乙および丙は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176 号）および関係法令を遵守するものとする。

（個人情報の取扱い）

第8条 甲、乙および丙は、この協定により知り得た情報に個人情報が含まれていることを認識し、その保護に最大限の努力をする。

2 個人情報の取扱いについて甲、乙および丙の間で合意した場合は、その合意内容を別紙として本協定の一部とする。

（機密の保持）

第9条 甲、乙および丙は、この協定により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月までに甲、乙または丙のいずれかから何らかの申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 渉 印

乙 大津市京町三丁目1番3号
公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会
会長 泉 藤博 印

丙 大津市中央三丁目4番20号
公益社団法人 全日本不動産協会滋賀県本部
本部長 伊藤 靖 印